

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(仮称)の概要(令和4年度予算関連法案)

1 自衛官定数の変更

【防衛省設置法第6条】

- 宇宙・サイバー領域における優位性の獲得に必要な部隊の新編・拡充をはじめとする防衛省・自衛隊の体制の整備のため、自衛官の定数を変更する。

自衛官定数の変更

	現行の規定	改正案	増減
陸上自衛隊	150,590	150,500	▲90
海上自衛隊	45,307	45,293	▲14
航空自衛隊	46,928	46,994	66
共同の部隊	1,552	1,588	36
統合幕僚監部	385	386	1
情報本部	1,936	1,936	0
内部部局	50	50	0
防衛装備庁	406	407	1
合計	247,154	247,154	0

【宇宙領域に係る体制強化】

宇宙作戦群(仮称)の改編
(約120名体制/航空自衛隊・府中基地、防府北基地)
※うち自衛官約110名

【サイバー領域に係る体制強化】

自衛隊サイバー防衛隊(仮称)の体制強化
(約580名/共同の部隊・市ヶ谷地区)
※うち自衛官約520名

【従来の領域に係る体制強化】

偵察航空隊(仮称)の新編等
(約130名/航空自衛隊・三沢基地)

【中央機関の体制強化】

統合幕僚監部・防衛装備庁の体制強化

- 施行期日:令和5年3月31日までの間において政令で定める日

2 在外邦人等の輸送の要件等の見直し

【自衛隊法第84条の4関係】

- 昨年8月に実施したアフガニスタン邦人等の輸送における経験等を踏まえ、外国における緊急事態に際して防衛大臣が行う在外邦人等の輸送について、輸送手段を原則として政府専用機とする制限の廃止、実施に当たっての安全に係る要件の見直し及び主たる輸送対象者の範囲の拡大を行う。

- 施行期日:公布の日

3 外国軍隊への麻薬等の譲渡に係る特例

【自衛隊法第115条の3】

- 自衛隊と外国の軍隊との間で麻薬及び向精神薬(以下「麻薬等」という。)に該当する医薬品の提供を円滑に行うため、麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬等の譲渡に係る規制について、自衛隊の部隊又は補給処が、外国の軍隊に対し麻薬等を譲渡する場合については適用しないこととする。

- 施行期日:公布の日

4 自衛官等の個人番号カードによる電子資格確認

【防衛省の職員の給与等に関する法律第22条及び第33条から第35条まで】

- 自衛官等が、一般の国民と同様に、個人番号カードを提示することにより病院等を利用できるよう、病院等がオンラインシステムで自衛官等の本人確認(電子資格確認)を可能とする仕組みを導入するため、当該システムの運営者(社会保険診療報酬支払基金)が、自衛官等の資格情報を提供等できるようにする。

- 施行期日:公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日